令和6年9月18日 資料№2 保健福祉常任委員会

子ども政策課

### 議案第59号

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)」 等の一部改正を踏まえ、港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条 例等(以下「条例等」といいます。)の一部を改正します。

#### 1 改正理由

安心して子どもを預けられる体制整備のため、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」等の一部が改正され、子どもの人数に応じて必要となる保育士等の配置の基準が、満3歳については20対1から15対1に、満4歳以上児については30対1から25対1に変更されたことを踏まえ、条例等の一部を改正します。

### 2 改正内容

国の基準変更を踏まえ、以下のとおり保育士等の配置の基準を変更します。

- (1)満3歳児について、20対1から15対1に変更
- (2)満4歳以上児について、30対1から25対1に変更

### 3 施行期日

令和7年4月1日

#### 4 改正する条例

1	港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
2	港区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する
	基準を定める条例
2	港区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める
3	条例
4	港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

		eli-		
この条例は、令和七年四月一日から施行する。  付 則	(後略)	(前略) (前略) (前略) (前略)	改正案	港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表
	(後略)	(前略) (前略) (前略) (前略)	現行	基準を定める条例新旧対照表(第一条関係)

港区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表(第

現行
(前略)
(職員の配置の基準)
第七条 (略)
2 (略)
3 幼保連携型認定こども園には、園児の教育及び保育(満三歳未満
の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員と
して、次に掲げる基準を満たす数の職員を置かなければならない。
この場合において、園児の教育及び保育に直接従事する職員の数は、
常時二人を下回ってはならない。
一・二(略)
三 満三歳以上満四歳未満の園児おおむね二十人につき一人以上
四 満四歳以上の園児おおむね三十人につき一人以上
4~6 (略)

 (後略)	(後略)
•	
付 則	
この条例は、令和七年四月一日から施行する。	

3 <u>4</u>

港区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例新旧対照表	い認定の要件を定める条例新旧対照表(第三条関係)
改正案	現行
(前略)	(前略)
(職員の配置の基準)	(職員の配置の基準)
第五条(略)	第五条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 前項に定めるもののほか、認定こども園には、次に掲げる基準を	3 前項に定めるもののほか、認定こども園には、次に掲げる基準を
満たす数の保育従事職員を置かなければならない。	満たす数の保育従事職員を置かなければならない。
	一 · 二 (略)
三 満三歳以上満四歳未満の子どもおおむね十五人につき一人以上	三 満三歳以上満四歳未満の子どもおおむね二十人につき一人以上
四 満四歳以上の子どもおおむね二十五人につき一人以上	四 満四歳以上の子どもおおむね三十人につき一人以上
4·5 (略)	4・5 (略)
(後略)	(後略)
この条例は、令和七年四月一日から施行する。付 則	

港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表	る基準を定める条例新旧対照表(第四条関係)
改正案	現行
(前略)	(前略)
(職員)	(職員)
第三十条 (略)	第三十条 (略)
2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める	2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める
数の合計数に一を加えた数以上とする。	数の合計数に一を加えた数以上とする。
一 - 二 (略)	一・二(略)
三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね十五人につき一人	三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人
(法第六条の三第十項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限	(法第六条の三第十項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限
る。次号において同じ。)	る。次号において同じ。)
四 満四歳以上の児童 おおむね二十五人につき一人	四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人
3 (略)	3 (略)
(中略)	(中略)
(職員)	(職員)
第三十二条 (略)	第三十二条 (略)

2 保育士とする。 める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち十分の六以上は 保育従事者の数は、 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定 2 保育士とする。 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定

# 一・二 (略)

る。次号において同じ。) 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね十五人につき一人 (法第六条の三第十項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限

四 満四歳以上の児童 おおむね二十五人につき一人

3 (略)

## (中略)

## (職員)

## 第四十六条 略

2 数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一に 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める

一・二 (略)

つき二人を下回ることはできない。

限る。次号において同じ。) 満三歳以上満四歳に満たない児童 (法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に おおむね十五人につき一人

四 満四歳以上の児童 おおむね二十五人につき一人

四

満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人

める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち十分の六以上は

# (略)

る。次号において同じ。) (法第六条の三第十項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人

四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人

3 (略)

### (中略)

### 第四十六条 (職員)

(略)

2 つき二人を下回ることはできない。 数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一に 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める

# (略)

三 限る。次号において同じ。) 満三歳以上満四歳に満たない児童 (法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に おおむね二十人につき一人

									າ	松				ີ
この条例は、令和七年四月一日から施行する。付 則	(後略)	3 (略)	四 満四歳以上の児童 おおむね二十五人につき一人	限る。次号において同じ。)	(法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね十五人につき一人	一・二(略)	保育士とする。	める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち十分の六以上は	2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定	第四十九条 (略)	(職員)		(中略)	3 (略)
	(後略)	3 (略)	四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人	限る。次号において同じ。)	(法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人	一・二(略)	保育士とする。	める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち十分の六以上は	2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定	第四十九条 (略)	(職員)	Ţ	(中略)	3 (略)

### 港区内保育施設の定員及び職員数について

### 1 区立保育園・認定こども園・港区保育室

令和6年4月1日現在(単位:人)

国力	上段:園	児定員 下段	b:職員数	711	障害児
園名	3 歳児	4 歳児	5歳児	フリー	加配
<b>龙</b> 瓜	3 0	3 0	3 0	1	G
芝保育園	4	2	2	1	6
芝公園保育園	3 0	3 0	3 0		1
之公園休月園	2	2	2		4
地印伊女国	3 0	3 0	3 0	6	
神明保育園 	2	2	2	0	
<b>虚</b> 左倪玄国	2 7	2 7	2 7		8
麻布保育園	3	3	3		0
<b>能会</b> 但	2 4	28	2 8		5
飯倉保育園	3	2	1		<b>5</b>
	1 8	1 8	1 8		6
南麻布保育園	2	2	2		O
西麻布保育園	2 4	2 4	2 4	1	4
	2	2	2		4
<b>大</b> 村	2 0	2 0	2 0	1	3
本村保育園 	2	2	1	1	ა
古成七個古国	3 0	3 0	3 0		
東麻布保育園	3	3	2		
元麻布保育園	3 1	3 1	3 1	5	
	3	4	3	3	
赤坂保育園	2 0	2 0	2 0		4
	2	2	2		4
   南青山保育園	2 6	2 6	2 6	1	4
	2	2	2	1	4
	2 4	2 4	2 4	1	4
青山保育園	3	2	1	1	4
白金保育園	2 0	2 0	2 0	1	6
口並怀月图	2	2	2	1	U
伊皿子坂保育園	3 0	3 0	3 0	1	6
沢皿丁火休月風	2	3	2	1	U

古龄伊玄国	2 5	2 8	2 8		6
高輪保育園	3	2	2		О
地内公国	2 4	2 4	2 4	1 4	
神応保育園	2	1	1	14	
<b>五担</b> 但 <b>五</b> 国	2 4	2 4	2 4		8
台場保育園	3	3	2		0
てるわり但玄国	2 7	2 7	2 7		7
こうなん保育園	3	3	3		1
よかけま旧本国	3 0	3 0	3 0	8	1
たかはま保育園	3	3	2	0	1
1 3 2 2 四本国	3 6	4 6	4 6	7	
しばうら保育園	3	4	4	7	
しばうら保育園	1 0			4	
分園	2			4	
芝浦アイランド	3 2	4 2	4 2	1	
こども園	5	4	5	1	
芝公園二丁目保育室	1 0	1 5	2 0	0	1
		3	2	2	1
丰富但玄宗	1 3	1 5	2 0	1	1
青南保育室	1	1	1	4	1
<b>第二丰志但玄宗</b>	1 2	1 0	1 5	4	
第二青南保育室	1	1	1	4	
<b>壮七</b> 亿女 <b>岁</b>	2 5	2 5	2 5	C	
桂坂保育室	2	1	1	6	
十四町四女母	2 5	2 5	2 5	1	2
志田町保育室	3	2	2	1	2
<b>占</b>	1 0	5	1 0		
白金三丁目保育室	1	1	1		
ナナナロ本庁	2 5	2 5	2 5	0	0
たまち保育室	2	2	1	2	3
世紀孫四大皇	3 6	3 0	2 0		1
芝浦橋保育室	2	2	2		1
<b>工户长归去户</b>	1 0	1 0	5	1	1
五色橋保育室	1	1	1	1	1
	1		i		

<sup>※</sup>園児定員・職員数が「/」となっている区分は、クラス設定がありません。

<sup>※</sup>障害児加配は、障害児協議会で加配が必要と判断した職員数です。

### 2 私立認可保育園

令和6年4月1日現在(単位:人)

	上段:園児			日1口現住	障害児
園名	3歳児	4歳児	5 歳児	フリー	加配
<b>受日</b> /	1 5	1 1	9		0
愛星保育園	2	1	1	5	2
7.4.1. 四本国	1 2	1 2	1 2	2	
みなと保育園	2	2	1	3	
ベネッセ港南保育園	1 0	1 0	1 0	1	
ハイグ じ 位 用 休 月 園		4		1	
アスク芝浦4丁目	1 0	1 0	1 1	2	1
保育園	1	1	1	۷	1
まなびの森保育園	1 1	1 1	1 1	1	1
麻布	1	1	1	1	1
ミアヘルサ保育園	1 2	1	5	3	
ゆらりん港南	1	1		J	
小学館アカデミー	6	6	9	1	
南青山保育園	1	1		1	
アイグラン保育園	1 0	1 0	1 0	2	
赤羽橋	1	1	1	۷	
にじのいるか保育園	1 1	1 0	9	3	
芝浦	1	1		3	
アイグラン保育園	1 0	1 0	1 0	2	
元麻布	1	1	1	4	
ミアヘルサ保育園	9	9	9	2	
ゆらりん白金	1	1	1	4	
まちの保育園	1 4	9	9	2	
六本木分園	2	1	1	۷	
太陽の子南麻布	1 2	1 2	1 2	4	
保育園	1	1	1	4	
アイグラン保育園	1 0	1 0	1 0	1	
青山一丁目	1	1	1		
太陽の子南青山	9	9	9	2	1
保育園	1	1			1
<b>宣</b>	9	9	9	4	
高輪夢保育園	1	1	1	<u>4</u>	
ニチイキッズ白金台	1 2	1 2	1 2	2	
保育園	1	1	1	۷	

<b>土四のマ芸津ニエロ</b>	9	9	9		
太陽の子芝浦三丁目	1		9	2	
保育園			1.0		
太陽の子三田保育園	1 2	1 2	1 2	3	
	1	1 0	1.0		
太陽の子芝浦一丁目	1 2	12	1 2	3	
保育園	1	1	1		
グローバルキッズ	1 0	10	1 0	1	2
虎ノ門保育園	1	1	T		
アイグラン保育園	18	1 8	2 0		
南麻布	2	1	1		
赤坂ちとせ保育園	9	9	9	2	
が次うこと所有函	1	1			
グローバルキッズ	18	1 8	1 8	1	
港南保育園	2	1	1	1	
太陽の子三田五丁目	1 0	1 2	1 2	1	
保育園	1	1	1	1	
太陽の子シーバンス	2 0	1 6	1 5	0	0
保育園	1	1	1	2	2
	1 1	1 1	1 1	9	
アスク芝公園保育園	1	1	1	2	
十四のフキゼ四本国	1 0	1 2	1 2	0	0
太陽の子赤坂保育園	1	1	1	2	2
ミアヘルサ保育園	1 9	2 0	2 0	0	0
ゆらりん高輪	1	1	1	8	2
アンジェリカ田町	1 1	1 1	1 1	_	
保育園	1	1	1	5	
	1 1	1 1	1 1	_	
こころ新橋保育園	1	1	1	1	
AIAI NURSERY	9	9	9	_	_
麻布十番	1	1	1	2	2
ふたばクラブ港南	5	5	5		
保育園	1		J	1	
コスモス西麻布	1 0	1 0	1 0		
保育園	2	2	2	1	1
	1 1	1 1	1 1		
高輪さつき保育園	1	1	1	3	2
小鳩ナーサリー	6	6	6		
スクール浜離宮	1	1	<u> </u>	3	
ハノ ル供触告	1	1			

		1	1		1
ふたばクラブ東麻布	1 0	1 0	1 0	2	4
保育園	1	1	,		7
えほんのもり白金台	7	7	7	2	1
保育園	1	1		۷	1
さくらさくみらい	1 4	1 0	6	1	2
高輪	1	1	1	1	
ミアヘルサ保育園	8	5	8		
ひびき白金高輪	1	1	1		
ミアヘルサ保育園	1 0	1 0	1 0	3	1
ゆらりんはぁと	1	1	1	3	1
ミアヘルサ保育園	1 9	2 0	2 0	4	4
ゆらりん港南緑水	2	2	2	4	4
マンパー大田並み	1 0	1 0	1 0	0	1
デイジー保育園芝浦	1	1	A	2	1
ニチイキッズ	8	8	8	1	1
芝公園保育園		1	A	1	1
まなびの森保育園	1 1	1 1	1 1	1	
麻布十番	1	1	A	1	
麻布十番ちとせ	1 1	1 1	1 1	1	
保育園	1	1	1	1	
+ IC.1 7 II - <del>5</del> IEI	2 2	2 2	2 2	0	0
赤坂山王保育園	2	1	1	3	2
+ IC 5 1 - 2 IC 7 IC	1 0	8	2		
赤坂クレア保育園	1	1	1		
ほっぺるランド	1 1	1 1	1 1	0	
高輪二丁目	1	1	1	2	
にじいろ保育園	2 4	2 4	2 4	0	1
海岸三丁目	2	1	1	3	1
うれしい保育園	1 1	1 1	1 1	1	
白金高輪	1	1	1	1	
おはよう保育園	4	3	2	0	
ののあおやま	1	1	J	2	
	6	6	6		
にじいろ保育園竹芝	1	1	J		
sakura保育園	1 2	1 2	1 2	-	_
六本木	1	1	J	1	1
リトルパルズ保育園	1 2	8	7		
六本木	1	1	J	3	
		<u> </u>			I

アイグラン保育園	1 3	1 0	5	1	
白金台	1	1		1	
にじいろ保育園新橋	1 2	1 2		า	1
にしいり休月園利筒		1		۷	1
沙郊井一 7 伊玄国	1 5	1 5	1 5	7	1
汐留サーノ保育園	2	1	1	1	1
太陽の子芝浦二丁目	9	9	9	1	1
保育園	2			1	1
スターチャイルド	9				
白金高輪ナーサリー	1				

- ※園児定員・職員数が「/」となっている区分は、クラス設定がありません。
- ※障害児加配は、障害児協議会で加配が必要と判断した職員数です。
- ※にじいろ保育園竹芝分園・にじいろ保育園三田・まちの保育園六本木・まちの保育 園南青山・みつばち保育園・ポピンズナーサリースクール芝浦ベイは、3~5歳児 クラスの設定がありません。